

第1章 退職手当制度

第1節 退職手当の性格

公務員の退職手当は、民間企業における退職金に相当し、その性格については次のような説に分けられるが、基本的には民間の退職金と同じ考え方がとられている。ただ公務員の場合は、民間労働者に比べて多くの束縛（労働基本権、政治的活動、服務規律等）を受けており国又は地方公共団体の一方的負担において支給されるところから勤続報償的性格が重視されている。

1 勤続報償説

退職手当の発生的経緯から見て、職員の勤続や団体への貢献度等に対する報償として支払われるものとする見解（民間における使用者側の恩恵的給与説）

2 賃金後払説

労働の対価のうち、毎月賃金で支払われなかつた部分が保留され、退職時に一括支払われるものとする見解（民間における労働者側の当然需給権説）

3 生活保障説

退職後の生活を保障するために支払われるものとする見解（民間における労働者側の社会保障制度関連説）

(1) 予告を受けない退職者の退職手当があること。

(2) 失業者の退職手当があること。

以上三説あるが、公務員の退職手当については、給与や共済年金の場合と同様、その給付水準等が「法定」されている。

○ 退職手当と公的年金制度との関連

公務員には、退職手当の外に共済組合の長期給付がある。共済組合の長期給付には退職金的要素も含まれており、退職手当はこれを補充する給与であると考えられるが共済組合の長期給付に含まれる退職金的要素と退職手当とは労務管理の立場からは、なお別途その存続が必要であるとみられている。

第2節 退職手当制度の概要

(退職手当の支給根拠)

- (1) 退職手当は、地方自治法第204条第2項（諸手当）の規定に基づき、地方公共団体が職員に支給できる手当の一つである。
- (2) 退職手当の額及び支給方法は、条例で定めなければならない。（地方自治法第204条第3項、同法第204条の2）……公務員給与の原則（条例準拠主義）

○ 青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例

※ 組合市町村の職員は、組合条例以外に法的受給権は有しない。

(3) 退職手当の額は、国及び他の地方公共団体の制度と均衡を失しない考慮を要する。(地方公務員法第24条)

- 国 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）
- 地方 職員の退職手当に関する条例準則（昭和28年9月10日自内行発第29号）

第3節 組合の設立（昭和32年3月22日）

（組合の設立の経緯）

- (1) 同一基準による市町村間の退職手当給付の均衡化、能率的な事務処理及び財政面における相互扶助等を目的とした組合設立の全国的な機運に基づく市町村の要望と県の勧告により当時の市町村職員恩給組合が母体となり、昭和32年3月15日県知事が改正前地方自治法第284条第4項及び同法施行令第211条第2項の規定に基づき構成市町村議会に代えて県議会に諮って議決し、同月22日青森県告示第176号をもって全国で第9番目の組合設立となった。
- (2) 組合設立に伴い、関係各市町村の条例は廃止、又はその条例の効力を失った。設立時以後の執行機関、議決機関は暫定的に恩給組合役員、議員のあて職として、2市、65町村、3一部事務組合計70市町村等数、構成市町村等職員数4,876名でスタートした。

第4節 組合の組織、運営

- (1) 組合の組織団体数及び職員数（平成30年4月1日現在）

組織	市	町村	一部事務組合等	計
団体数	7	30	25	62
職員数（人）	3,966	4,377	2,968	11,311

(2) 組合の運営 (平成30年9月1日現在)

① 組合の議会議員名簿

区域	職 名	所 属 市 町 村 長	氏 名
1区	議 員	三 沢 市 長	種 市 一 正
2区	議 長	東津軽郡平内町長	船 橋 茂 久
3区	議 員	西津軽郡深浦町長	吉 田 滿
4区	議 員 (監査委員)	南津軽郡田舎館村長	鈴 木 孝 雄
5区	議 員	上北郡野辺地町長	中 谷 純 ▲
6区	副議長	下北郡東通村長	越 善 靖 夫
7区	議 員	三戸郡階上町長	浜 谷 豊 美

② 組合の役員名簿

職 名	所 属 市 町 村 長	氏 名
組 合 長	上北郡六戸町長	吉 田 豊
副 組 合 長	つがる市長	福 島 弘 芳
監 査 委 員	三戸郡南部町長	工 藤 祐 直

③ 事務局名簿

分掌	職名	氏名
総括	事務局長	福士和良
	事務局次長 兼会計管理者	田中勝博
総務課	課長補佐	木村洋
	主事	館山淳美
	主事	大橋洸哉
経理課	経理課長補佐 兼総務係長	八重樫千春
	主事	石田裕太郎

第5節 組合の共同処理する事務

青森県市町村職員退職手当組合の構成市町村等の退職手当に関すること。